八　高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項
九　医療の確保等に関する事項

第四条第三項中「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に改め、同条第四項中「ときは」の下に「、次項の規定による要請があつた場合を除き」を加え、同条第八項中「第四項」の下に「及び第七項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第四項中「ときは、次項の規定による要請があつた場合を除き」とあるのは「ときは」と、第七項及び第八項中「第四項又は第五項」とあるのは「第四項」と読み替えるものとする。

第四条第八項を同条第十一項とし、同条第七項中「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項中「前項」を「第四項又は第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5　小笠原村は、振興開発計画が定められていない場合には、東京都に対し、振興開発計画を定めることを要請することができる。この場合においては、振興開発計画の案を添えなければならない。

6　前項の規定による要請があつたときは、東京都は、速やかに、振興開発計画を定めるよう努めるものとする。

7　小笠原村は、第四項又は第五項の案を作成しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四条を第六条とし、同条の前に次の節名を付する。

**第二節**　振興開発計画及びこれに基づく措置

第三条の見出しを削り、同条第一項中「国土交通大臣は」の下に「、第二条の基本理念にのつとり」を加え、同条第二項第三号中「整備」の下に「、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬（以下「人の往来等」という。）に要する費用の低廉化その他の小笠原諸島以外の本邦の地域と小笠原諸島及び小笠原諸島内の交通通信の確保」を加え、同項第五号を次のように改める。

五　雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項

第三条第二項中第十三号を第十八号とし、第十二号を第十七号とし、同項第十一号中「人材の」の下に「確保及び」を加え、同号を同項第十六号とし、同項中第十号を第十五号とし、第九号を第十四号とし、同項第八号中「振興」の下に「（子どもの修学の機会を確保するための支援を含む。次条第二項第十三号において同じ。）」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第七号を同項第十二号とし、同項第六号中「及び」の下に「再生並びに」を加え、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。以下同じ。）の利用その他のエネルギーの供給に関する基本的な事項

第三条第二項第五号の次に次の四号を加える。

六　住宅及び生活環境の整備（廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。以下同じ。）に関する基本的な事項
七　保健衛生の向上に関する基本的な事項
八　高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項
九　医療の確保等に関する基本的な事項

第三条第三項を削り、同条第四項中「平成二十一年度」を「平成二十六年度」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条を第五条とし、同条の前に次の節名を付する。

**第一節**　基本方針

第一章中第二条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

（基本理念）

**第二条**　小笠原諸島の振興開発のための施策は、小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域及び大陸棚の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担つていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資することを旨として講ぜられなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

**第三条**　国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのつとり、小笠原諸島の振興開発のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

本則に次の一章を加える。

**第五章**　罰則

**第五十二条**　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第十七条第六項の規定に違反した者
二　偽りその他不正の手段により小笠原諸島特例通訳案内士の登録を受けた者
三　第十七条第八項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

**第五十三条**　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十七条第八項において準用する通訳案内士法第二十条の規定に違反した者
二　第十七条第八項において準用する通訳案内士法第二十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三　第十八条第二項の規定に違反して同項の標識を掲示しなかつた者
四　第十八条第三項の規定に違反して同項各号の標識を掲示した者
五　第十八条第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

**第五十四条**　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第三号から第五号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

**第五十五条**　第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

**第五十六条**　第十七条第八項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「平成二十六年度」を「平成三十一年度」に、「第六条」を「第七条」に改める。

附則第三項中「第十五条」を「第四十一条」に改める。

附則第四項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「第十六条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。

附則第五項中「第十六条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。

附則第六項中「平成二十六年分」を「平成三十一年分」に改める。

附則第七項中「第十六条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、附則に次の一項を加える。

（この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用）

8　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、附則第二項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第二条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定は、公布の日から施行する。